

甲賀都市計画一団地の官公庁施設の変更

(滋賀県知事決定)

甲賀都市計画一団地の官公庁施設を次のように変更する。

名 称			水口町宮の下一団地の官公庁施設						
位 置			滋賀県甲賀市水口町水口字宮の下、一丁坪						
面 積			約 7. 4 h a						
建築物（密度） の 限 度			建 ぺ い 率		容 積 率		備 考		
			4 0 %		4 0 0 %				
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	種別	名称		幅員	延長	備考	
			区画道路	区画道路 1 号線		1 2 m	約 320m		
			区画道路	区画道路 2 号線		8 m	約 110m		
	公益的施設		駐車場 約 8,700 m ² 近江鉄道水口城南駅と広場 約 4,000 m ²						
	建 築 物		第 1 号地	公共団体施設用地（国）法務省関係施設					
			第 2 号地	公共団体施設用地（国）法務省関係施設					
		第 3 号地	公共団体施設用地（市）						
		第 4 号地	公共団体施設用地（国）財務省関係施設						
		第 5 号地	公共団体施設用地（市）						
		第 6 号地	公共団体施設用地（国）厚生労働省関係施設						
		・建築物は、地域の文化性を配慮し、周辺景観との調和を図るものとする。							
		・施設周辺は緑化を推進するとともに、周辺との統一感に配慮し、つながりのある景観形成をはかるものとする。							

「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置は計画図表示のとおり」

変更理由書

水口町宮の下一団地の官公庁施設は、官公庁の集約化による公務の効率化と公衆の利便性の増進、土地の有効利用を図ることを目的として、昭和５２年に都市計画決定された。その後、昭和５３年、昭和５６年、平成１２年の３回の変更を経て現在に至っており、当初から国の機関である大津地方法務局水口支局、水口税務署を存し、その後、甲賀区検察庁、甲賀簡易裁判所が整備され、それと共に当時滋賀県施設である水口文化芸術会館、町施設水口資料館、水口図書館、水口合同ビル及び駅前が整備された。平成１２年に公共職業安定所の建て替え計画に伴い、水口町役場、水口郵便局を含め区域を拡大し、甲賀市内の官公庁施設の中心としての役割を果たしている。

今回、平成１６年の合併等による施設管理者の変更、施設の老朽化に伴う改築による施設規模の変更、官公庁施設の一部民営化、公共職業安定所の配置の見直し等のため、また、計画書の配置の方針の建築物の記載内容について、各施設の配置区域と管理者の記載内容を修正した。

以上の理由から、建築物の配置の方針における建築物の記載内容を修正し、水口町宮の下一団地の官公庁施設の変更を行うものである。